

13. 東日本大震災復興特別会計

(1) 概要

東日本大震災復興特別会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために、平成24年度に設置されました。

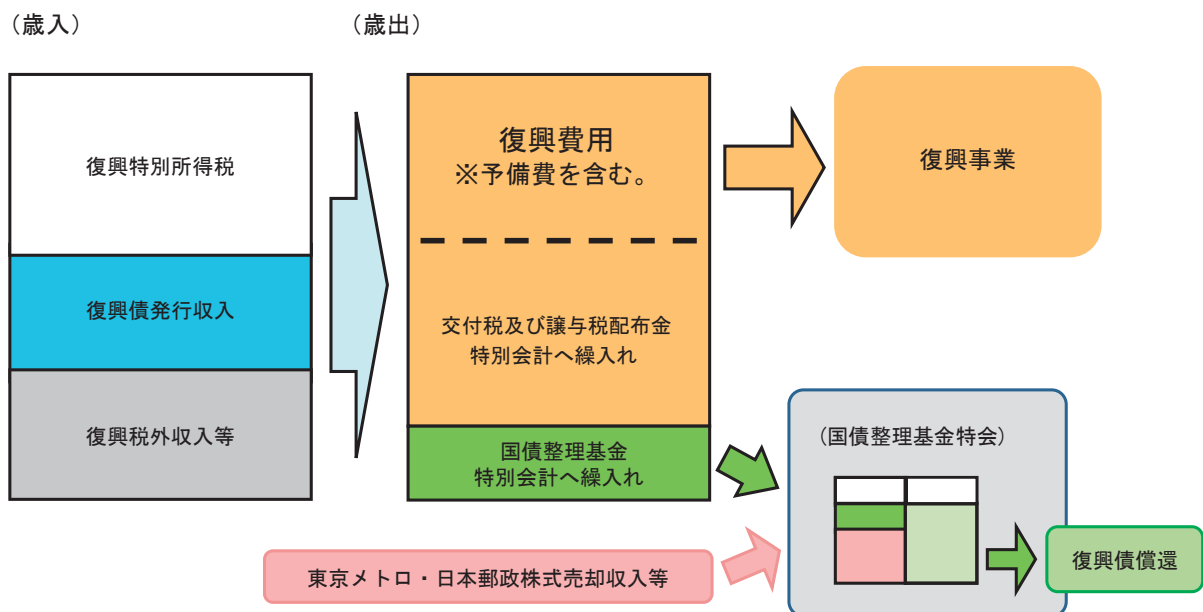
＜参照条文＞ 特別会計法

(目的)

第222条第1項 東日本大震災復興特別会計は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に関する経理を明確にすることを目的とする。

東日本大震災復興特別会計の仕組み（資金の流れ）

東日本大震災復興特別会計では、復興特別所得税、復興債発行収入及び復興税外収入を主な財源として、復興事業に必要な経費について事業を行う各省庁等に予算を配分して復興事業を行うこと及び復興債の償還に必要な経費を国債整理基金特別会計に繰り入れることとしています。



(2) 具体的な事業の内容

本特別会計は、東日本大震災に係る災害救助等関係事業、復興関係公共事業等、災害関連融資関係事業、復興事業に係る地方負担等を措置するための地方交付税交付金及び原子力災害からの復興関係事業に係る経費のほか、復興債の償還等のための国債整理基金特別会計への繰入金等を計上しています。具体的な事業内容は以下のとおりです。

① 災害救助等関係事業

「災害救助法」(昭22法118)に基づく災害救助や、被災者緊急支援に関係する事業です。

② 復興関係公共事業等

公共施設の復旧・復興等の事業です。

③ 災害関連融資関係事業

被災中小企業者の事業再建及び経営安定並びに被災農林漁業者等の経営再建等のための融資の実施等のための事業です。

④ 地方交付税交付金

東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について震災復興特別交付税を措置するために必要な経費です。

⑤ 原子力災害復興関係事業

除染・汚染廃棄物処理の事業や福島県の再生を加速するため特定復興再生拠点整備や放射線不安を払拭する生活環境向上等を実施するための事業等です。

⑥ その他

福島国際研究教育機構関連の事業や福島県の避難指示区域等を対象に、雇用の創出、産業集積等を図り、今後の自立・帰還支援を加速するための立地補助金等があります。

(参考資料)

「令和6年度各予算のポイント(財務省公表資料「令和6年度東日本大震災復興特別会計予算フレーム」)」

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/07.pdf)

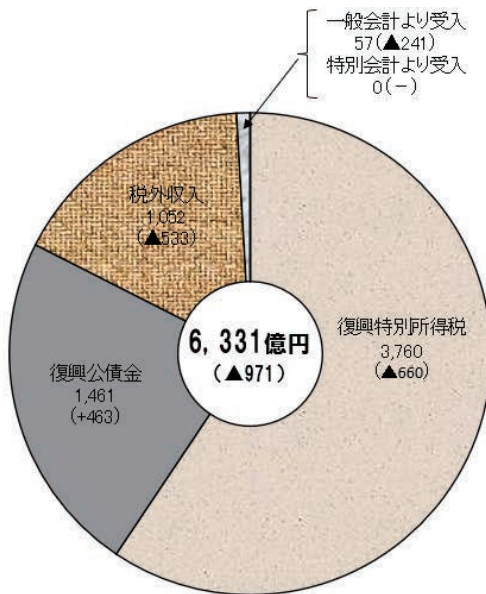
「令和6年度予算概算決定概要(復興庁公表資料)」

(<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/231222gaisanketteigaiyo.pdf>)

(3) 特別会計の現状

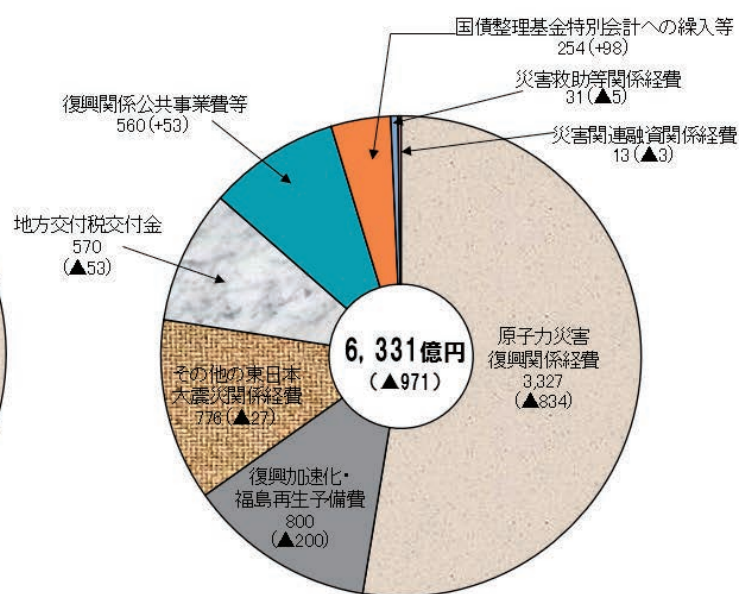
① 歳入歳出予算（令和6年度当初予算）

【 歳入 】



【 歳出 】

(単位: 億円)



○ 歳入総額、歳出総額、(参考) 歳出純計額 (単位: 億円)

歳入総額	歳出総額	(参考) 歳出純計額
6,331 (▲971)	6,331 (▲971)	5,506 (▲1,016)

○ 歳入・歳出の内容 (単位: 億円)

内容	額	説明
復興特別所得税	3,760 (▲660)	「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平 23 法 117。以下「復興財源確保法」といいます。)に基づく、復興特別所得税収の見込額
一般会計より受入	57 (▲241)	特別会計法第 227 条に基づく復興費用及び復興債の償還費用の財源に充てるための一般会計からの受入見込額
特別会計より受入	0 (-)	特別会計法附則第 231 条第 13 項に基づく食料安定供給特別会計から受け入れる受入見込額
復興公債金	1,461 (+463)	復興財源確保法第 69 条第 4 項に基づき発行する復興債に係る公債金収入の見込額
公共事業費負担金収入	0 (+0)	国が施行する公共事業に必要な経費のうち、地方公共団体等が負担する負担金の受入見込額
災害等廃棄物処理事業費負担金収入	— (▲2)	「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」(平 23 法 99) 第 5 条第 1 項に基づき地方公共団体が負担する負担金の受入見込額
雑収入	1,052 (▲532)	「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平 23 法 110) 第 44 条第 1 項に基づき関係原子力事業者が負担する費用の受入見込額等
合計	6,331 (▲971)	

(歳出)

内容	額	説明
災害救助等関係経費	31 (▲5)	災害救助費及び被災者緊急支援に必要な経費
災害救助費	4 (▲2)	「災害救助法」(昭22法118)に基づき、県が提供する応急仮設住宅の供与期間の延長に伴い必要となる、民間賃貸住宅を活用した仮設住宅の家賃の支払等に要する費用の負担に必要な経費
被災者緊急支援経費	26 (▲3)	東日本大震災により被災した児童生徒等の心のケア等を行うためのスクールカウンセラー等の活用等に必要な経費
復興関係公共事業等	560 (+53)	災害復旧及び一般公共事業等に必要な経費
災害復旧等事業費	71 (+10)	東日本大震災により被害を受けた公共土木施設等の災害復旧事業及び災害関連事業に必要な経費
一般公共事業関係費	447 (+44)	東日本大震災からの復興事業として住宅対策、農業農村整備事業、森林整備事業、社会資本総合整備事業等を推進するために必要な経費
施設費等	43 (▲0)	広域的に生産から加工までが一体となった高付加価値生産等を展開する産地の拠点となる農業用施設の整備等に必要な経費
災害関連融資関係経費	13 (▲3)	中小企業者等への融資の実施等に必要な経費
中小企業等関係費	1 (▲1)	東日本大震災による被災中小企業者の事業再建及び経営安定のための融資の実施に必要な経費
農林漁業者等関係費	11 (▲2)	東日本大震災による被災農林漁業者等の経営再建等のための融資の実施等に必要な経費
地方交付税交付金	570 (▲53)	東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について震災復興特別交付税を措置するために必要な経費(地方交付税交付金財源を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入れ)
原子力災害復興関係経費	3,327 (▲834)	除去土壌等の適正管理・原状回復等及び福島再生を加速するために必要な経費
除去土壌等の適正管理・原状回復等	1,605 (▲1,121)	「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平23法110)等に基づき行う除去土壌等の適正管理・原状回復等に必要な経費
福島再生加速化交付金等	1,722 (+287)	福島再生を加速するため、特定復興再生拠点の整備、放射線不安を払拭する生活環境の向上、健康管理、産業再開に向けた環境整備等の施策の実施等に必要な経費
その他の東日本大震災関係経費	776 (▲27)	福島国際研究教育機構関連事業及び立地補助金等に必要な経費
被災者生活再建支援金補助金	12 (▲8)	東日本大震災により住宅が全壊した世帯等に対し支給される被災者生活再建支援金に要する費用の補助に必要な経費
警察・消防活動経費等	2 (▲1)	東日本大震災により被害を受けた地域における警察活動、消防活動等に必要な経費
教育支援等	18 (▲2)	心のケアが必要な被災児童生徒に対する学習支援等に取り組むための教職員定数の措置、福島イノベーション・コースト構想を担う人材の育成基盤の構築等に必要な経費

医療、介護、福祉等	69 (▲6)	医療保険制度等の保険料減免等に対する特別措置及び地域医療再生対策等に必要な経費
農林業関係	66 (+13)	福島県の農林水産業の復興創生に向けたブランドの確立と産地競争力の強化、国内外の販売促進等、生産から流通・販売に至るまでの総合的な支援等に必要な経費
水産業関係	79 (+20)	福島県をはじめとした被災地域水産物の販路回復や販売促進、漁業現場での長期研修や就業支援等に必要な経費
中小企業対策	15 (▲20)	東日本大震災により被害を受けた中小企業等の支援のため、施設等の復旧・整備に要する費用に対し補助金を交付する県に対する補助及び二重ローン対策の窓口業務等に必要な経費
立地補助金	122 (▲19)	福島県の避難指示解除区域等を対象に、雇用の創出、産業集積等を図り、今後の自立・帰還支援を加速するための企業立地補助に必要な経費
福島国際研究教育機関関連事業費	154 (+9)	創造的復興の中核拠点となる福島国際研究教育機構の運営費等の支援に必要な経費
その他	240 (▲12)	被災者支援総合交付金、除去土壌等の適正管理・原状回復等の実施並びに災害廃棄物及び放射性廃棄物等の処理に伴う体制の強化、復興庁の運営、風評払拭・リスクコミュニケーション強化及び環境モニタリング調査等に必要な経費
国債整理基金特別会計への繰入等	254 (+98)	復興債の利子の支払に必要な経費と、復興債の償還及び発行に関する諸費を国債整理基金特別会計へ繰り入れるもの等に必要な経費
復興加速化・福島再生予備費	800 (▲200)	東日本大震災に係る復旧及び復興に関連する経費の予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	6,331 (▲971)	

② 剰余金

令和5年度決算

(単位：億円、単位未満切捨)

収納済歳入額	支出済歳出額	剰余金	翌年度歳入繰入	積立金積立資金組入	一般会計へ繰入
8,614	7,041	1,573	1,573	—	—

令和5年度決算における剰余金は、1,573 億円です。

(剰余金が生じた理由)

予備費を使用しなかったことや中間貯蔵施設の整備等において災害により損傷した施設の復旧に時間を要し処理日数が少なくなったこと等により、不用が生じたこと等によるものです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第8条第1項の規定により、翌年度の東日本大震災復興特別会計の歳入に繰り入れることとしています。

② 資産及び負債（令和4年度特別会計財務書類）

東日本大震災復興特別会計貸借対照表

（単位：億円、単位未満切捨）

《3年度》	《4年度》	＜ 資 産 の 部 ＞	＜ 負 債 の 部 ＞	《4年度》	《3年度》
3,172	2,195	現 金 ・ 預 金	未 払 金	6	16
1	1	未 収 金	未 払 費 用	0	5
164	181	前 払 金	保 管 金 等	-	0
0	0	前 払 費 用	賞 与 引 当 金	4	4
315	302	貸 付 金	公 債	51,829	54,369
-	3	他 会 計 繰 戻 未 収 金			
22	30	そ の 他 の 債 権 等			
▲0	▲0	貸 倒 引 当 金			
▲0	▲0	償 還 免 除 引 当 金			
150	209	有 形 固 定 資 産			
145	205	国 有 財 産 （ 公 共 用 財 産 除 く ）			
0	0	建 物			
144	204	建 設 仮 勘 定			
5	4	物 品			
0	2	無 形 固 定 資 産	退 職 給 付 引 当 金	40	33
7,736	7,592	出 資 金			
3,104	3,592	国 債 整 理 基 金			
14,667	14,112	資 産 合 計	負 債 合 計	51,883	54,431
▲ 39,763	▲ 37,771	資 産 ・ 負 債 差 額	負 債 及 び 資 産 ・ 負 債 差 額 合 計	14,112	14,667

主な資産は現金・預金 2,195 億円であり、これは、復興事業を翌年度へ繰り越して実施すること等により生じた剰余金です。なお、出資金は主に被災中小企業者等の経営安定等に資する、株式会社日本政策金融公庫の行う融資事業等に要する資金に充てるため、同公庫に出資しているものです。

また、主な負債は公債 5 兆 1,829 億円であり、これは、復興財源確保法第 69 条の規定に基づき、復興費用の財源に充てるために発行した復興債の残高です。

資産・負債差額は、負債に計上されている公債により生じたものです。

(4) その他

本特別会計は全省庁共管となっていますが、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費のうち、被災地の復興に係る経費については「復興庁設置法」(平 23 法 125) 第 4 条第 2 項の規定により、各府省予算を復興庁所管の予算として一括計上しています。

＜参照条文＞ 復興庁設置法
(所掌事務)

第 4 条第 2 項第 3 号イ 東日本大震災からの復興に関する事業のうち政令で定める事業に必要な予算を、前号の方針に基づき、一括して要求し、確保すること。

また、復興事業を統括している復興庁については、令和 2 年 6 月に成立した「復興庁設置法等の一部を改正する法律」による改正後の復興庁設置法第 21 条の規定に基づき「別に法律で定めるところにより、令和 13 年 3 月 31 日までに廃止するものとする。」こととされています。復興庁が廃止されたときは、本特別会計についても、別に法律で定めるところにより、廃止することとしています。

＜参照条文 1＞ 改正後の復興庁設置法 (平 23 法 125)
(復興庁の廃止)

第 21 条 復興庁は、別に法律で定めるところにより、令和十三年三月三十一日までに廃止するものとする。

＜参照条文 2＞ 特別会計に関する法律の一部を改正する法律 (平 24 法 15)
附 則

(東日本大震災復興特別会計の廃止等)

第 2 条第 1 項 復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)第二十一条の規定により復興庁が廃止されたときは、東日本大震災復興特別会計は、別に法律で定めるところにより、廃止するものとする。

東日本大震災復興特別会計についての問い合わせ先

(国会所管)

衆議院庶務部会計課 電話番号 03-3581-5111 (内線 34301)

参議院庶務部会計課 電話番号 03-3581-3111 (内線 74309)

国立国会図書館総務部会計課 電話番号 03-3581-2331 (内線 20620)

(裁判所所管)

最高裁判所事務総局経理局主計課 電話番号 03-3264-8111 (内線 3424)

(会計検査院所管)

会計検査院事務総長官房会計課 電話番号 03-3581-3251 (内線 2521)

(内閣・内閣府所管(警察庁を除く))

内閣府大臣官房会計課 電話番号 03-5253-2111 (内線 82310)

(内閣府所管(警察庁))

警察庁長官官房会計課 電話番号 03-3581-0141 (内線 2227)

(デジタル庁所管)

デジタル庁戦略・組織グループ会計担当 電話番号 03-4477-6775

(復興庁所管)

復興庁予算会計企画班 電話番号 03-6328-1111 (内線 1115)

(総務省所管)

総務省大臣官房会計課 電話番号 03-5253-5126

(法務省所管)

法務省大臣官房会計課 電話番号 03-3580-4111 (内線 5897)

(外務省所管)

外務省大臣官房会計課 電話番号 03-3580-3311 (内線 3262)

(財務省所管)

財務省大臣官房会計課 電話番号 03-3581-4111 (内線 2121)

(文部科学省所管)

文部科学省大臣官房会計課 電話番号 03-5253-4111 (内線 2191)

(厚生労働省所管)

厚生労働省大臣官房会計課 電話番号 03-5253-1111 (内線 7967)

(農林水産省所管)

農林水産省大臣官房予算課 電話番号 03-3502-8111 (内線 3163)

(経済産業省所管)

経済産業省大臣官房会計課 電話番号 03-3501-1511 (内線 2232)

(国土交通省所管)

国土交通省大臣官房会計課 電話番号 03-5253-8111 (内線 21635)

(環境省所管)

環境省大臣官房会計課 電話番号 03-5521-8218

(防衛省所管)

防衛省大臣官房会計課 電話番号 03-3268-3111 (内線 25591)